



平成 17 年度 企業 情報 開示 資料

**SBIフューチャーズ株式会社**

(旧社名 イー・コモディティ株式会社)

<b>1 はじめに</b> .....	<b>2</b>
<b>2 会社の概況</b> .....	<b>3</b>
会社名等 .....	3
会社の沿革 .....	3
会社の目的 .....	3
事業の内容 .....	4
営業所の状況 .....	4
財務の概要 .....	4
発行済み株式総数 .....	4
主要株主名 .....	4
役員の状況 .....	4
従業員の状況 .....	4
<b>3 営業の状況</b> .....	<b>5</b>
営業方針 .....	5
当社及び当業界を取巻く環境 .....	5
営業の経過及び成果 .....	5
対処すべき課題 .....	5
受託業務管理規則 .....	5
外務員の登録状況 .....	10
委託者数 .....	10
苦情・紛争等に関する事項 .....	11
訴訟に関する事項 .....	12
<b>4 経理の状況</b> .....	<b>13</b>
貸借対照表 .....	13
損益計算書 .....	13
重要な会計方針 .....	13
注記事項 .....	13
利益金処分計算書 .....	13
監査に関する事項 .....	13
財務比率 .....	13

巻末添付資料（受託業務管理規則平成 18 年 6 月 1 日改正版）

## 1 はじめに

本書は、平成 18 年 3 月期（平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

なお、以下の\*印を付した項目については、証券取引法に基づいて作製した「有価証券報告書（第 6 期）」に記載しておりますので、別添の「有報」をご覧ください。

### ・記載項目について

#### 1. 会社の概況

会社名等	会社名、所在地、電話番号、代表者役職、氏名を記載しています。
* 会社の沿革	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
会社の目的	定款に記載された当社の目的を記載しています。
* 事業の内容	当社の事業系統図、事業の内容について記載しています。
営業所の状況	本社及び従たる営業所について、所在地等を記載しています。
* 財務の概要	平成 18 年 3 月期における、資本金・純資産・営業利益・経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
* 発行済株式数	平成 18 年 3 月期における発行済株式総数を記載しています。
* 主要株主名	所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
* 役員の状況	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
従業員の状況	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

#### 2、営業の状況

営業方針	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
* 当社及び当業界を取巻く環境	内外の経済状況、商品先物業界の動向等について記載しています。
* 営業の経過及び成果	当社の平成 17 年度における業績について記載しています。
* 対応すべき課題	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
受託業務管理規則	当社が受託業務の適切な遂行の為に定めている社内管理規則を記載しています。
外務員の登録状況	期首及び期末における登録外務員数並び期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
委託者数	期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
苦情・紛争に関する項目	期中における、委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数を記載しています。
訴訟に関する項目	期中において係争中の裁判についてその件数を記載しています。

#### 2、経理の状況

- \* 貸借対照表
- \* 損益計算書
- \* 重要な会計方針
- \* 注記事項
- \* 利益金処分計算書
- \* 監査報告書

## 2 会社の概況

### 会社名等

会社名	SBI フューチャーズ株式会社 (旧社名イー・コモディティ株式会社)
代表者	代表取締役 織田 貴行
所在地	東京都中央区日本橋堀留町一丁目 10 番 16 号
電話番号	03-3663-6122 (代表)

\*平成 17 年 11 月 1 日より会社名を変更いたしました。

### 会社の沿革

「有価証券報告書(第 6 期)」に記載のとおりであります。

### 会社の目的

1. 商品取引所法の適用を受ける取引所が開設する市場における上場商品の売買及び売買取引の受託並びに取次ぎ業務。
2. 外国における商品取引所が開設する商品市場における上場商品の売買及び売買取引の受託並びに取次ぎ、代理、仲介業務。
3. 貴金属、非鉄金属、希少金属等の鉱物資源、石油、天然ガス等のエネルギー資源、農産物、畜産物、水産物、砂糖、天然ゴム、合成ゴム等の原材料の売買、輸出入貿易およびその取次ぎ、仲介並びに代理業務。
4. 国内外の有価証券市場における有価証券の売買及び委託の取次ぎ業務。
5. 他会社に対する投資。
6. 商品投資に係わる事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業に係わる金融商品の販売業務。
7. 金融先物取引法の適用を受ける取引所が開設する市場における上場商品の売買及び売買取引の受託並びに取次ぎ業務。
8. 外国為替法及び外国貿易法に基づく資本取引等、通貨及び金融商品の売買及び売買取引の受託並びに商品開発、運用、管理、仲介、取次ぎ業務。
9. 経営コンサルティング業務。
10. 関連各種企業に対する経営指導。
11. コンピューター、その周辺機器及びソフトウェアの開発、設計、製造、販売並びに輸出入業務。
12. 情報提供サービス業。
13. コンピューターによる情報の処理。
14. マーケティングリサーチ及び各種情報の収集分析。
15. 広告・宣伝の情報媒体の企画・売買並びに広告代理店業務。
16. 書籍・雑誌その他印刷物の企画、制作及び販売。
17. 前各号に付帯・関連する一切の業務。

上記目的のうち線部分の事業は、現在行っておりません。

## 事業の内容

「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

## 営業所の状況

名称	所在地	電話番号
本 社	東京都中央区日本橋堀留町一丁目 10 番 16 号	03 - 3663 - 6122
大阪支店	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 5 番 31 号	06 - 6244 - 8400

## 財務の概要

純資産額を除き「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

純資産額	2,233,304 千円
------	--------------

(注) 1. 記載金額の千円未満は切り捨てて記載しております。

2. 純資産額は商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則第38条の規定により算出しております。

## 発行済み株式総数

「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

## 主要株主名

「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

## 役員の状況

「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

## 従業員の状況

	総数	男女別		営業・非営業別	
		男	女	営業	非営業
従業員数	49 名	34 名	15 名	25 名	24 名
平均年齢	37.7 歳	41.3 歳	29.7 歳	37.0 歳	38.5 歳
平均勤続年数	3.5 年	3.2 年	3.8 年	3.5 年	3.4 年
登録外務員	43 名	29 名	14 名	25 名	18 名

(注) 平均勤続年数には、転籍前における勤続年数を通算していません。

### 3 営業の状況

#### 営業方針

当社は、オンライン取引を活用する個人投資家のニーズに沿ったサービスの提供、即ち「顧客中心主義」に徹したサービスを提供しつづけることにより、商品先物取引の変革と発展に貢献したいと考えています。

そして、「コモディティ(商品)分野を核として、無体物のフューチャーズ(先物)などへと事業領域を拡大し、投資家・消費者の皆様にな新たな投資機会及びリスクヘッジ手段の提供を目指す。」という当社の『ビジョン』の実現に邁進する方針です。

#### 当社及び当業界を取巻く環境

「有価証券報告書(第6期)」に記載のとおりであります。

#### 営業の経過及び成果

「有価証券報告書(第6期)」に記載のとおりであります。

#### 対処すべき課題

「有価証券報告書(第6期)」に記載のとおりであります。

#### 受託業務管理規則

##### 第 1 条 目的

本規則は、当社が受託等業務の適正な運営及び管理に必要な事項について定め、当社役職員に遵守させることを目的とする。

##### 第 2 条 責任及び権限

本規則並びに本規則の実施に関する責任及び権限は社長にある。

##### 第 3 条 管理体制と指導責任組織

社長は、管理部門の担当として業務管理グループに管理専属担当者を配置し、受託業務に係る経営上の責任体制として下記各号の社内管理担当責任者を定め、効率的かつ実効ある社内管理遂行する。

- (1) 総括責任者は、管理本部の役員とする
- (2) 統括責任者は、業務管理グループの責任者とする
- (3) 指導責任者は、営業部の役員又は所属長並びに管理専属担当者とする

2 総括責任者は、指導責任者及び統括責任者の報告を受け、受託業務に係る総括管理及び次条に定める業務管理グループ管理課(以下管理課という。)の職務を統括調整し、職務として行う承認事項を除き、顧客管理に関わる日常業務の指導を職務とする。

統括責任者及び指導責任者は総括責任者を助け、その職務の一部を代行すると共に職務の遂行状況を総括責任者に報告する。但し、次条第2項の審査を代行したときは、速やかに総括責任者の点検を受け承認を得るものとする。

##### 第 4 条 適合性の原則

当社は、商品先物取引について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘及び受託を行わない。

2 次の各号の一に該当する者は商品先物取引の適合性に反する者と判断し、勧誘及び受託を行わない。

但し、第2号並びに第7号に該当する者については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがある場合、第9号に該当する者につ

いては、新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることについて証明するものがある場合にあって、いずれも自書により、自ら当社の定める商品先物取引の適合性基準に反する者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者が審査の上これを承認したときはこの限りでない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 恩給、年給、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者
- (3) 満75才以上の高齢者
- (4) 生活保護による保護を受けている世帯に属する者
- (5) 長期入院療養者及びこれに準ずる者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 一定以上の収入（年収500万以上）を有しない者
- (8) 商品先物取引を行うために資金の借入れを行おうとする者
- (9) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者

3 次の各号の一に該当する者は特定顧客として、顧客より取引の希望があった場合のみ勧誘を行うものとし、受託を行う場合は、受託業務基準で定める書面の差入れを受け、第3条で定める総括責任者の承認の上、第10条に規定する取引コースの選択をセルフコースに限定する。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関に勤務する者。
- (2) 国・地方公共団体その他公益機関の金銭・有価証券等の出納業務に係わる者。
- (3) 民間企業等における金銭・有価証券等の出納業務に係わる者。

4 取引中の委託者が、第2項並びに第3項の各号の一に該当することになったことが確認できた時、若しくは取引の内容から判断して当社が取引に不適切と判断した場合は、当該委託者へ取引の終了又は縮小を要請する。

5 75才未満であっても70才以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解していること及び投資可能資金額が老後の生活を考慮した額に設定されているか等を含めて総括責任者が厳格に審査して可否を判断するものとし、受託を可とした後でも取引額が資産等に照らして適合か否か等適切に管理するものとする。

## 第5条 勧誘の告知と確認

当社は商品先物取引の勧誘にあたっては、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン（以下「委託者保護ガイドライン」という。）」を踏まえ、商品取引所法第214条に定める勧誘禁止事項を遵守し、以下の事項に留意する。

- (1) 勧誘に先立って、顧客に対し、会社名・所属部署・氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を明確に告知し、勧誘を受ける顧客の意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について記録を作成し取引終了後3年間保存するものとする。
- (2) 前号において、顧客が委託を行わない旨又は勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示があった場合は、当該顧客の勧誘は行わないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号について社内において周知し、それらの者に対する再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。
- (3) 顧客に迷惑を覚えさせるような次の各号に掲げる仕方での勧誘は行わないものとする。但し、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

夜間、早朝等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘

顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘

顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘

顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

## 第6条 契約前の交付書面と説明義務

商品先物取引の勧誘にあたっては、次ぎに掲げる書面を交付する。

- (1) 受託契約準則
- (2) 電子取引約款
- (3) 商品先物取引 - 委託のガイド
- (4) 取引本証拠金一覧表

- (5) 委託手数料一覧表
  - (6) 危険開示告知書
  - (7) 受領書兼商品先物取引口座開設申込書
  - (8) 商品先物取引の説明及び理解に関する確認書
  - (9) 投資可能資金額申告書
  - (10) 個人情報取扱い開示書
- 2 前項各号の書面の交付後、顧客に対して受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」等の書面を用いて次の事項を分かりやすく説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をし、その理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。
- (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること。
  - (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。
  - (3) 取引証拠金の制度、種類及びその発生仕組み等に関する事項
  - (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
  - (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項
  - (6) その他「商品先物取引 - 委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項
- 3 商品先物取引並びにその他取引経験の無い顧客の場合は、前項の交付書面に加え、取引に対する基本的説明資料を追加交付し、基礎的な試験等を実施することにより、理解内容等を確認する。

#### 第7条 取引意思並びに顧客情報の確認

第6条の説明を行った顧客から、下記事項について申告を受けるものとする。

尚、本条第4号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損金が発生した場合は、その額から損金額が減額されるものであることを分かりやすく説明した上で申告を受けるものとする。

- 住所・氏名・生年月日・家族構成
- 職業・会社名・役職及び勤務先住所
- 金融資産額及び収入の状況
- 投資可能資金額
- 初回預け入れ予定金額
- 商品先物取引及び証券取引等の経験及びその程度
- その他必要と認める事項

- 2 前項の各号の事項は、「受領書兼商品先物取引口座開設申込書」及び「投資可能資金額申告書」により申告を受けるものとし、また、商品先物取引を行う意思を確認するため、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書」の差入れを受けるものとする。
- 3 第1項の顧客情報に変更があった場合は、その都度更新し、適切に管理するものとする。

#### 第8条 顧客カードの整備及び受託審査

顧客より第7条の書面の差入れがあった場合は、次のとおり行うものとする。

- (1) 登録外務員は当該顧客に関して得た情報に基づき当該書面の記載内容を確認後、管理課に提出する。
  - (2) 管理課員は、当該書面を基に所定の事項を「顧客カード」に入力の上、登録外務員に提出する。
  - (3) 登録外務員は、「顧客カード」を指導責任者に提出し確認を受ける。
  - (4) 指導責任者は、報告された内容と適格性を確認し、受託審査の所見を「顧客カード」に記して管理課に提出する。
  - (5) 管理課担当者は、インターネット・電子メール・電話又は面談により、顧客の理解度並びにリスクの認識の有無や取引経験・金融資産額並びに投資可能資金額等の内容を確認することを目的とした審査を実施し、統括責任者に受託の可否判断を受ける。
- 2 当該顧客が第12条に該当する場合は、総括責任者が審査の上、受託の可否を決定するものとし、その内容を統括責任者並びに指導責任者に通知する。
- 3 管理課は、「顧客カード」の記載内容の点検を行い整備保管する。
- 4 第1項並びに前2項の審査を終了するまでは、約諾書の差入れ及び取引証拠金等の預託及び売買の注文は受けないものとする。また審査の過程で適合性を有しないと判明したときは直ぐに勧誘を中止し、その者から申し出があっても受託しないものとする。

5 第2項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び可否の判断根拠と含め記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

#### 第9条 受託に係る手続き

第8条第1項及び第2項により統括責任者並びに総括責任者が勧誘及び受託を可とした顧客に対し、登録外務員は「約諾書」等を郵送又は訪問により交付し、再度基本事項を説明の上、下記事項を記載したものを徴収する。

「受託契約準則」並びに「電子取引約款」を理解の上取引に参加する旨の申し入れ。

氏名並びに郵送先住所の通知

取引コースの選定

振込口座の指定

預り証発行省略に関する同意区分

その他必要とする事項

#### 第10条 取引コースの定義

前条第2項でいう取引コースは、セルフコース又はサポートコースとし、各コースの定義を次のように定める。

##### (1) セルフコース

取引開始後において、登録外務員からの情報提供並びに売買手法等のアドバイスの提供等、勧誘行為を一切行わない。

取引開始後において、PCの設定並びに操作等に関する問い合わせは受付けない。

##### (2) サポートコース

取引開始後において、委託者が登録外務員から面談並びに電話及び電子メール等により情報の提供並びに売買手法等取引に関するアドバイスを受け取引することが出来る。

2 委託者の要望により前項のコースを変更する場合は、所定の書面の差入れを受け、統括責任者が確認するものとする。

#### 第11条 本人確認

取引を行おうとする者に対しては、本人確認を行う。

個人の者にあつては、本人の氏名並びに住所が記載された証明書（運転免許証等）の写しを、法人にあつては、所在地と責任者及び業務内容が確認できる書類として登記簿謄本は原本を、定款は写しの提出を求める。

2 前項の提出書類の差入れと共に、確認書に記載された住所へ口座開設の通知書を配達記録郵便（転送不要郵便）にて郵送することにより確認をなされたものとする。

#### 第12条 取引未習熟委託者

商品先物市場に参加するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、次の条件に該当する者を取引未習熟委託者と判断する。

(1) 直近の過去3年以内において商品先物取引の経験が延べ90日未満の者。

(2) 経験の有無に係らず、年齢が満65才以上の者。

(3) 第4条第2項第2号並びに第7号に該当し、総括責任者の承認を得た者。

2 前項に該当しない者においても、経験内容等により取引未習熟委託者としての適用を行う場合がある。

#### 第13条 委託者の保護育成措置

第12条に該当する取引未習熟委託者の保護と育成を図る為、初回建玉日より3ヶ月間の習熟期間を設け、期間中の取引数量を投資可能資金額の3分の1に相当する数量に制限する。

尚、3ヶ月経過後においても委託者の理解度等に応じ継続して制限を加え、精査楷書とする場合もある。

2 第1項に該当しない委託者の保護を目的とし、初回建玉日より3ヶ月間における取引制限基準を受託業務基準第10条において定める。

3 取引期間中の入金第7条第1項第4号で申告のあった投資可能資金額の範囲内に制限する。

#### 第14条 委託者精査と取引状況の把握

管理課は、委託者保護を目的とし、新規委託者の取引コース並びに経験の有無に係らず、初回建玉日より3ヶ月間、入出金並びに売買取引等の精査を日々行うものとし、委託者の適合性を考慮し、相応の取引が行われているかを精査する。

2 第13条第1項から第3項までに定める制限並びに受託業務基準第10条に規定する取引制限基準を超える取引が行われた場合においては、管理課が電話又は面談等により、取引の仕組の理解度並びにリスクの認識等を精査し、受託業務基準で定める確認書等の書面の提出を求

め、当該委託者にとってあきらかに不相応な取引と判断された場合においては、取引の縮小並びに入金の制限等の指導を行うものとする。

3 管理課は、第2項の精査結果を取り纏め、統括責任者並びに総括責任者に報告の上承認を受けるものとする。

4 取引中の委託者が第4条第2項第2号、第3号、第7号、並びに第12条第1項第2号に該当することが確認できた場合は、管理課が電話又は面談により精査し、当該委託者の知識と理解度及び資力等を考慮した上で、相応な取引がおこなわれるよう要請し、明らかに過度な取引と判断した場合は、状況に応じ取引の縮小を要請する。

#### 第15条 個人情報保護

個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律並びに日本商品先物取引協会（以下「日商協」とする。）の定める個人情報保護ガイドラインに従って、本規則で定めたことにより得られた委託者の個人情報は、別途諸規程を定め、これら個人情報の取得、安全管理、第三者への提供等個人情報の保護に関して必要な措置を講じる。

#### 第16条 委託本証拠金の制定

受託契約準則第13条第2項の定義により、当社の定める取引本証拠金は次のとおりとする。

(1) 当社の定める取引本証拠金の額は、商品取引所の定める取引本証拠金基準額と同額とする。

#### 第17条 不正資金の流入防止

当社は、不正資金の流入を回避するため、第4条第3項第1号、第2号及び第3号に該当する者については、管理課が取引を精査し、過度な取引を抑制するものとする。次項以下の措置を講ずるものとする。

2 当該委託者の取引に係る預託額が下記基準を超えたときは、調査を開始するものとする。

(1) 当該委託者が届け出た投資可能紙金額を超える預託があったとき。

(2) 当該委託者の建玉枚数が500枚を超えたとき。

3 前項の基準を超過した場合は、資金の性格や資金の出所を確認するために、自己資金であること、投下資金の今後の見込額及びその資金の根拠等を記載した申出書及びその裏付けとなる証拠書類の提出を求めることとする。

4 調査は業務管理部が当たるものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を報告する等協力しなければならない。

尚、調査に当たっては、必ず本人から事情を聴取すると共に、申出書並びに証拠書類の提出がない場合、又はこれを拒んだ場合は、その後の追加の預託は受け付けないものとする。

5 当社は不正資金流入防止のための調査をしたときは、その調査項目、内容、結果並びに結果措置等について記録を作成し保存するものとする。

6 当社は委託者から不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、当該委託者に対し速やかに全建玉の手仕舞いを要請するとともに、取引の終了に努めるものとする。

#### 第18条 業務課の職務

適正な受託業務の確保と業務指導の徹底を図る為、管理課の職務は、次のとおりとする。

健全な委託者層を拡大させ適正な受託業務を遂行する為の登録外務員への指導監督

委託者をインタ-ネット・電子メ-ル・電話又は面談等により精査を行い、異常な兆候

が認められた場合の迅速・適切な措置、並びに不相応な取引に対する適切な指導

「約諾書」・「受領書兼口座開設申込書」・その他の徴収書類の精査と整理保管

「顧客カ-ド」入力並びに精査と整理保管

第14条に関連する取引状況精査

顧客口座の証拠金不足等に関する日々の精査と外務員への指導

登録外務員等のサ-ビス状況の掌握及び外務員への指導

不正資金の流入を防止し、委託者の従来の取引状況を参考にして不相応と思われる入金があった場合、調査を行い事故の防止を図るため新規建玉を抑制する等適切な指導措置

登録外務員等に対する指導と監視、並びに不適切な事実に対する迅速な措置

営業活動並びに受託業務に関する、法令諸規則の適用解釈についての質問や問合わせに対する、適切な回答や助言

委託者からの問合わせ・苦情・紛争に対する迅速・適切な対応

その他、委託者の保護育成に必要と認められる事項

#### 第19条 広告

受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝（以下広告

という)を行うときは、広告に係る社内管理責任者の承認を受けるものとし、法その他関係法令及び受託契約準則に違反する表示のあるもののほか、次に掲げる事項に該当する制作物は使用を認めない。

- (1) 他者の著作権を侵害している場合。
- (2) 相場情報に関し、恣意的又は過度に主観的な表示をしているもの。
- (3) 広告の内容が誇大なもの、又は商品取引員の業務内容を正しく表示していないもの。
- (4) 相場情報に関し、自社の判断、評価等が入るものに、その根拠が明示されていない場合。
- (5) 商業道德若しくは取引の信義則に違反するもの、又は商品取引員としての品位を損なうもの。
- (6) 商品先物取引の商品特性について誤解を招くおそれのあるもの。
- (7) 他の金融商品との商品性の違いについて誤解を招くおそれがあるもの。
- (8) 個別商品の相場観に係る表示について、利益を生じることが確実であると誤解させるべき断定的又は刺激的な表示のあるもの。
- (9) その他、広告に係る社内管理責任者が定める事項

2 社内管理責任者が使用を認めた制作物は、日商協「受託業務に関する規則」第6条第3項で定める事項を記載のうえ、当社のロゴ及び承認番号を付し、改変不能にした上で配布する。

**第 20 条 取締役会への報告**

総括責任者は、職務の遂行状況と本規則の遵守状況を取締役に適宜報告する。

**第 21 条 受託業務における禁止事項**

商品先物取引の勧誘及び受託に関する禁止行為は、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、取次契約約款、個人情報の保護に関する法律、委託者保護ガイドライン、日商協「受託業務に関する規則」に拠る定めその他、本規則の趣旨に反する行為として、これらに該当する行為をしてはならない。

**第 22 条 違反者に対する懲戒**

社長は、第21条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者、総括責任者並びに統括責任者及び指導責任者に対し、機関の議を経てこれを懲戒する。

**第 23 条 取締役会の承認**

本管理規則の改定及び社内管理措置に改善を要する事項が発生した時は、取締役会へ報告すると共に承認を受けることとする。

**第 24 条 本規則の届出**

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出る。

**附 則** この改正は、平成 17 年 5 月 1 日より施行する。

この改正は、平成 17 年 11 月 1 日より施行する。

**外務員の登録状況**

期首登録外務員数	新規登録外務員数	登録抹消数	期末外務員数
45 名	5 名	6 名	44 名

**委託者数**

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
2,483 名	1,046 名	2,905 名

### 苦情・紛争等に関する事項

当社は商品先物取引に参加するに相応しい、健全な委託者層の拡大を図るため、取引の口座開設にあたっては、委託者の適格性(商品先物取引の投機性に対する理解、年収及び金融資産については基準を設定)について、十分な審査を行い、取引への参加を求めています。

また、取引開始後も、コールセンターでの対応やアドバイザー等の職員を通し、委託者に対しきめ細かいサービスを行い受託業務の適正化に努めております。

万一、委託者から苦情・紛争の申出が行われた場合には、その苦情・申出内容により、業務管理グループが直ちに詳細な調査を実施し、迅速且つ適切な対応を行うと共に、営業グループに対する指導を強化し、苦情・紛争の未然防止に万全を尽くしております。

平成 17 年度中の苦情・紛争による申し出件数につきましては、次の通りです。

#### 平成 17 年度中の苦情受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	5	3	0	0	2
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	5	3	0	0	2

#### 平成 17 年度中の紛争受付件数及び処理結果

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	2	0	0	1	1
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	2	0	0	1	1

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したものの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
2. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にアッセン若しくは調停の申出をしたもの。
3. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類しております。
4. 「苦情」に係る「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったものです。
5. 「紛争」に係る「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったものです。
6. 苦情の件数は期中に申出のあったもののみを記載し、前年度から継続しているものは除外しています。
7. 苦情紛争の件数について、期中に申出のあった苦情が紛争に移行した場合には、その両方に記載しています。
8. 「紛争」に係る「処理中」の 1 件は、「苦情」における「処理中」の 1 件が紛争へ移行したものであり、平成 18 年 6 月 27 日に解決しています。

#### 平成 17 年度中の委託者延人数と苦情、紛争の状況

委託者延人数	苦情件数	苦情発生率	紛争件数	紛争発生率
3,529 人	5 件	0.14 %	2 件	0.05%

### 訴訟に関する事項

#### 3 平成 17 年度中の係争

今年度中における訴訟は、委託者が商品先物取引に係るリスクの説明義務違反等の違法行為があったとして損害賠償請求を提起したものが 1 件、無担保未収金を支払わない理由により、当社が委託者等に対して支払督促の申立てを提起したものが 2 件あり、現在係争中です。

平成 17 年度中の訴訟提起件数及び判決（和解）結果

訴訟	期中提起	期中判決（和解）	期末
原告	2	0	2
被告	1	0	1
合計	0	0	3

#### 4 平成 17 年度中の判決

該当事項はありません。

## 4 経理の状況

### 貸借対照表

「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

### 損益計算書

「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

### 重要な会計方針

「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

### 注記事項

「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

### 利益金処分計算書

「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

### 監査に関する事項

「有価証券報告書（第6期）」に記載のとおりであります。

### 財務比率

諸項目	比率 (%)
(a)純資産額規制比率 [純資産額 ÷ リスク額 × 100] (注1)	889 %
(b)自己資本資本金比率 [自己資本 ÷ 資本金 × 100]	141 %
(c)自己資本比率 [自己資本 ÷ 総資本 × 100]	21 %
(d)修正自己資本比率 [自己資本 ÷ 総資産額 × 100] (注2)	75 %
(e)負債比率 [負債合計額 ÷ 純資産額 × 100] (注3)	318 %
(f)流動比率 [流動資産額 ÷ 流動負債額 × 100]	116 %

(注1) 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」は同法第211条第1項に基づく執行規則99条の規定により算出したものです。

(注2) 「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債券の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

(注3) 「純資産額」は商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく執行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

#### (a) 純資産額規制比率

純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

#### (b) 自己資本資本金比率

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

#### (c) 自己資本比率

総資本に占める自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

#### (d) 修正自己資本比率

総資産額に占める自己資本の割合を見たものです。

#### (e) 負債比率

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

#### (f) 流動比率

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。